

引き続き、コミュニティセンター運営協議会9団体が指定管理者となります

第98号議案 多摩市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について



議案の内容

市内に9館あるコミュニティセンターの指定管理者は、令和5年3月31日をもって現在の指定期間が満了する。指定管理者の更新にあたり、引き続きコミュニティセンター運営協議会(9団体)を指定することを提案する。

公募によらずに指定する理由としては、コミュニティセンターは、その設計段階から実際の運営まで、当該地域住民の主体的な参画により取組まれてきており、地域住民を中心としたボランティア組織である運営協議会が運営にあたるのが、設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるからである。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなる。指定期間中に大規模改修工事等により閉館を予定している施設もあるが、閉館期間中も含め指定管理者とする。

確認したこと

- 指定管理者という位置づけではあるが、公募によらず、地域の方が使う施設をその地域住民のボランティア組織であるコミュニティセンター運営協議会が管理運営をしていることはまさに市民協働であり、所管としても市・市民・コミュニティセンター運営協議会の3者がパートナーとして管理運営を行っていると考えている。
- 指定期間について、前回は3年間であったが、大規模改修を行うと工事期間中に一時閉館することがあり、中・長期的な館の運営計画等を立てやすくするためにもある程度の指定期間がある方がよいとの声がコミュニティセンター運営協議会からあったことなどから、市から5年間を提案し、コミュニティセンター運営協議会から了承を得た。
- 夜間の利用率が低い点については、使用区分の適正化や、館ごとの立地・利用者の特性・利用実態に合わせた見直しを検討する必要があると考えている。

多摩市個人情報保護条例が改正されます

第100号議案 多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について



議案の内容

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律に基づき、多摩市個人情報保護条例の一部改正を行う。基本的な考え方として、改正後の個人情報保護法と現在の条例を比較し、法律に規定されている内容は条例から削除した上で、市として独自に規定することが可能な部分について規定する。

改正の主な内容

- 個人情報のファイルについて、法律では千人以上のファイルを整備することとなっているが、市では個人情報管理の観点から千人未満のファイルも整備する。
- 開示請求の手数料は、これまでどおり無料とする。交付時の実費相当額の徴収は行う。
- 開示請求等の決定までの期間も、これまでどおり、開示14日、訂正・利用停止は21日とする。
- 多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という)は、これまでの市の個人情報保護の水準を維持し、今後の運用ルール等を諮問する必要があるため、設置規定・手続規定を修正のうえ継続する。審議会の個別の諮問事項としては、多摩市議会議長からの諮問、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の提供についての諮問を加える。

確認したこと

- 審議会については、全体の運用ルールについて専門的意見を伺うことが必要ということで残している。個別の事業については個人情報保護委員会で扱うため審議会では聞くことはできないが、情報を渡す際に「市としてこのようなルール、やり方で行ってよろしいか」という形の諮問はできるので、今後はそのような諮問をしたいと考えている。
- 個人情報保護委員会事務局から自治体に対し示された名称は「個人情報保護法施行条例」であるが、多摩市としては個人情報保護の水準を審議会も残して維持していくという基本的な考え方があるので「個人情報保護条例」を維持する。なお、個人情報保護委員会にも既に提示しており、名称については条例の本体をきちんと表していればよいという回答を得ている。
- 匿名加工情報に関し、不開示情報の追加については都道府県と指定都市にのみ義務づけして、ほかの自治体は任意となっており、多摩市では今のところ予定はされていない。
- 今回この条例改正に当たり、個人情報保護条例という名称を継続した。これに見られるように多摩市としては、今後も基本的人権の尊重等、目的規定を遵守しながら個人情報については確実に保護していきたいと思う。

12月議会で話し合い、決まったこと。主な内容の経過と結果をお知らせします。

提出した意見書

意見書は、市の公益に関することについて、多摩市議会として国や東京都に意見を表明するものです。

※全文は、多摩市議会ウェブサイトをご覧ください

件名	概要	提出先
知的障がい者・知的障害行政の国の対応拡充を求める意見書	政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。	厚生労働大臣